

### 3 佐藤英行議員

- 1 老朽危険空家の実情と課題及びその対応は
- 2 泊原子力発電所の運転差止訴訟と原子力防災計画——避難計画・避難訓練の実効性はあるのか



#### 1 老朽危険空家の実情と課題及びその対応は

2014年11月制定、翌2015年5月に全面施行された空家等対策の推進に関する特別措置法、空家法では、市町村に空家等対策計画を定めることができ、また協議会を組織することができるとした。当町は岩内町空き家等対策協議会を設置し、2017年4月岩内町空き家等対策計画を策定し、2018年9月には岩内町空き家等対策の推進に関する条例が施行されています。計画策定から5年経過し、先般、計画が改定されました。空家法は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用のために、対応が必要として制定されています。

特定空家等は、①倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、②著しく衛生上有害となるおそれのある状態、③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある空家等をいいます。

岩内町において特定空家等に相当する状態は各々何件あるのか。また所有者や管理者は判明しているのか。所有者や管理者が複数の件数は。

地方自治体は国に空家等の事務を義務付けられたことにより困難な行政を行わなければならないようになった。まず、空家かどうかを確認、特定空家等の認定、所有者が分かっているならば、指導、勧告、命令、そして代執行となります。

空家法は壊れそう、崩れ落ちそうといった保安上危険な建物を対象としているが、おそれ段階での命令も可能としている。現実には共同持ち分や、除却に伴う共有者全員の承諾、借地の場合、建物内の動産、費用等々の問題があり、これらについても本来は空家法で取り上げられるべきだと考えます。

岩内町においてこれまで、空家対策の特に①の倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、②著しく衛生上有害となるおそれのある状態の、特定空家等に対してどのような対応をとっているのか。また今後どのような対応をしていくのか。

空家法には国や地方公共団体を除くとあるが、空家、空地を所有している現実

を考えると、岩内町においても空家法に準じて町所有の特定空家等相当の建物はあるのか。あるとすればどのような管理をしているのか。

空地に関しては、敷地内に生える雑草や木を管理しないまま放置しておく、害虫や異臭が発生するほか、不法投棄や放火といった犯罪行為の被害を受ける恐れがあるとして、所有者や管理者の責任を指摘しています。当然この指摘は民間のみでなく岩内町も負わなければならない責任と考えるが、所見をお伺いします

**【答 弁】**

**町 長：**

1 項めは、町内における特定空家等に相当する状態の空家等の件数と所有者等の状況についてであります。

町内における特定空家等に相当する状態の空家の件数につきましては、令和4年3月末時点で保安上危険となるおそれのある状態のみ該当する空家が144件、衛生上有害となるおそれのある状態のみ該当する空家は0件、景観を損なっている状態のみ該当する空家が18件、放置することが不適切である状態のみ該当する空家が7件であり、これらの状態に重複して該当する空家が272件であります。

また、所有者や管理者を把握している件数は、217件であり、所有者や管理者が複数の件数については、15件であります。

2 項めは、町の特定空家等に対する対応状況と今後の対応についてであります。

町では、現在、空家法に基づき特定空家等の認定に至った空家はありませんが、こうした特定空家等に相当する空家等について、空家法に基づく措置を実施する前の段階として、岩内町空き家等対策の推進に関する条例で規定する特定空家等として判定した空家等に対し、情報の提供や助言、その他必要な支援の検討などを行っている段階であります。

こうした中、今後の対応といたしましては、将来的な空家法に基づく措置の実施を見据え、最初の段階となる特定空家等の認定に向けた準備作業を進めているところであり、引き続き町民の生活環境に深刻な影響を及ぼす空家の解消に努めてまいります。

3 項めは、町で所有する特定空家等に相当する施設の管理についてであります。

町が所有する一部の施設においては、用途廃止となり、除却されず老朽化した状態で管理せざるを得ない施設も存在しております。

こうした施設につきましては、周辺への生活環境に対し深刻な影響を及ぼすことが無いよう留意し、それぞれ、所管部署において見廻りや点検、補修などを通じた施設の維持・管理に努めていることから、空家法で規定する放置された状態にあるような特定空家等に相当する建物は無いものと判断しております。

4 項めは、町で所有する空地の管理に対する所見についてであります。  
町が所有する空地につきましては、空家法や条例の適用外となっておりますが、町が所有する空地についても、所有者の責務として適切な管理を行っていくべきものと考えております。

## 2 泊原子力発電所の運転差止訴訟と原子力防災計画——避難計画・避難訓練の実効性はあるのか

5月31日、北海道札幌地方裁判所より泊原子力発電所運転差止等請求事件の判決が言い渡された。泊発電所の原子炉1号機ないし3号機を運転してはならないとの判決である。

①敷地内地盤の安全性、②地震に対する安全性、③津波に対する安全性、④火山事象に対する安全性、⑤防災計画の適否、このうち一つでも安全性に欠ける場合には人格権侵害のおそれがあるとして、今回の判決は津波に対する安全性が欠けることを認定して、原子炉の運転を差し止める判決となったのである。

安全性確保の⑤、防災計画の適否に関して、その実効性について質問をいたします。

岩宇4町村で組織する泊発電所原子力防災会議協議会で協議される泊発電所周辺地域原子力防災計画にのっとり安全性確保の議論がなされ、避難訓練は退避等措置計画により実施されると認識しています。また訓練終了後、課題を抽出して今後の訓練に生かしていくものと理解しています。2021年度の北海道原子力防災訓練が昨年10月に行われた。原子力災害と新型コロナウイルス感染症流行下における台風による暴風雨との複合災害を想定して実施したとある。しかしコロナ禍のために当初の計画を変更している。

福島原発事故後の2011年度から昨年度の訓練までで、原子力防災訓練の当初の計画を中止、あるいは変更している年度ごとの当初計画、変更内容及び変更理由は。

防災訓練終了後その都度訓練内容の検証をしていると思うが、中止または変更にあんだ原因についてどのような検討をされているのか。その報告は。また今後どのように具体的に生かしているのか。

原子力防災訓練を中止するケースとして、①気象警報の発表、②震度4以上の地震の発生、③津波警報、大津波警報の発表、④新型コロナウイルス感染症の状況、⑤その他危機管理事案の発生をあげている。自然災害は原子力発電所の損壊に加え、①は大雪、大雨等による道路の寸断、②は地震による道路の寸断、がけ崩れ、③は津波による道路の通行不可、住民は高台へ避難など、現実には避難できない状況が想定される。このような想定の下での訓練をしないということは、このような条件を想定しないということなのか。どのように住民の安全を確保するのか。

**【答 弁】**  
**町 長 :**

1 項めは、原子力防災訓練の当初の計画を中止、変更した年度ごとの変更内容及びその理由についてであります。

福島第一原子力発電所事故後の、平成23年度から令和3年度までの、北海道原子力防災総合訓練において当初の計画を中止、または変更した事例につきましては、平成24年度で、訓練当日の天候不良により、遊漁船による海上避難を変更し、屋内退避訓練とした事例、平成29年度の冬季訓練で、同じく訓練当日の天候不良により、ヘリコプターによる医療機関への患者搬送を、救急車による陸路搬送に切り換えた事例、令和3年度で、新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえ、住民参加による避難訓練を見送り、感染症対策を講じた集合場所運営の手順の確認等を行った事例の、3事例となっております。

2 項めは、中止等に及んだ原因の検討や報告が、今後、どのように具体的に生かしているのかについてであります。

訓練内容の中止または変更に及んだ原因のうち、訓練当日の天候不良による2事例につきましては、オフサイトセンターに参集した職員の連携のもと、刻一刻と変化する天候の中で、避難が可能な手法を短時間で決定し、関係機関との調整の上、天候にあわせた対応を行ったものであります。

また、新型コロナウイルス感染症による事例につきましては、緊急事態宣言が9月末まで延長され、訓練参加募集に要する準備期間に制約があり、住民参加の避難訓練を見送り、防災対策に従事する職員の能力向上を図るため、職員を住民に見立てた住民避難訓練を実施したものであります。

訓練の結果については、参加関係機関等への事後調査を実施し、通信連携の不具合や、関係機関との協力強化など、訓練で得られた成果や課題の検証を行い、次年度以降の訓練に繋げるなど、原子力防災対策の充実・強化を図っており、こうした検討内容等については、北海道が取りまとめる北海道原子力防災訓練実施結果報告書で整理され、次年度の重点行動として対応しているところであります。

3 項めは、訓練の条件の想定、住民の安全の確保についてであります。

北海道原子力防災総合訓練の中止につきましては、同訓練実施要綱において中止の要件を定めておりますが、これは、訓練の当日等に、北海道内において、災害等により大規模な被害が発生するおそれがある場合や、新型コロナウイルス感染症の状況など、災害等の事象の発生を優先するため、中止または縮小するというものであります。

いずれにいたしましても、原子力防災訓練は、北海道原子力防災総合訓練実施要綱に基づき、こうした様々な自然現象を想定し、防災関係機関が協力して、原子力防災対策を円滑に実施できるよう、関係機関の連携、防災業務関係者の防災技術の向上に向けた取組を積み重ねることが重要であり、今後においても、地域住民の防災意識の高揚や、防災対策に関する理解促進を図り、原子力防災対策の充実・強化に、不断に取り組んでまいります。

## < 再 質 問 >

遊漁船による海上避難ができないということは、海上避難しかできない地域の避難はできないということであり、ヘリコプターによる医療機関への患者搬送ができないということは、生命に関わる患者の対応ができないということであります。そして新型コロナウイルス感染状態では避難すらできないということが言えます。

事後の報告書はあくまでも、やっとなことに対する報告であり、やれなかったことに対する報告をしておりません。当初の訓練の中止・変更に対して、真摯な総括をし、今後活かしていくのが当然であるが、それが行われていない。

昨年3月、東海第2原発運転差止め訴訟の判決で、形だけの避難計画であってはならないとし、実現可能な避難計画の達成が困難であると判示、東海第2原発の運転の差止めの判決を出している。自然災害などを忌避した避難訓練の総括もしない原子力防災計画・避難計画は住民の安全を守る実効性にはほど遠いと考えるが、町長の見解を求めます。

**【答 弁】**

**町 長：**

原子力防災訓練につきましては、北海道原子力防災総合訓練実施要綱に基づき、様々な自然現象を想定し、防災関係機関が協力して原子力防災対策を実施できるよう、毎年度実施しているものであり、また、内閣府が策定している泊地域の緊急時対応の中でも、北海道地域特有の様々な天候による二次災害を回避するため、屋内退避を優先するなど、天候回復後の速やかな避難準備も対策として盛り込んでおり、新型コロナウイルス感染症への対応を含め、対策を講じることとされております。

これらの防災対策については、様々な事態を想定した実践的な防災訓練を積み重ね、その結果を検証・計画の継続的な見直しを行い、避難計画の実効性を確保するよう、引き続き取組を進めてまいります。

## < 再々質問 >

今までの防災訓練を糧にして、実効性のあるものに日々努力しているということでもありますけども、ということは現実的には、今はまだ実効性がないという判断になると思いますが、その辺をまず1つお聞きしたいと思います。それとこの実効性を担保する機関というのは、どこの機関が実効性があるという担保を、判断をするのか。



**【答 弁】**

**町 長：**

1 項めは、原子力防災訓練の実効性は、現実的には今はまだないのかについてであります。

これまでの原子力防災訓練につきましても、様々な事態を想定した有効性のある訓練と認識しており、この訓練で満足することなく、日々改善していくことが重要と考えております。

2 項めは、原子力防災訓練の実効性はどこの機関が担保するのか、についてであります。

泊原発の避難計画については、北海道及び後志13町村で国の法令や原子力災害対策指針に基づき、緊密な連携のもと、地域防災計画や避難計画を定め、それぞれの責務において実効性のある原子力防災訓練を実施しているところであります。

